資料１

守山市民ホール大規模改修工事設計等業務
公募型プロポーザル実施要項

１　事業の背景・目的について

(1) 本市について

滋賀県南部に位置し、母なる湖「琵琶湖」に面する本市は、この恵まれた環境を未来へつなぐため、「守山市環境学習都市宣言」を宣言するとともに、50 年先の目指すまちのすがたを「豊かな田園都市」とし、都市と田園地帯、琵琶湖が共生する「住みやすいまち」として順調に発展してきており、人口は直近で 85,911 人（R7.1 末現在）と継続的に人口が増加し続けているまちである。

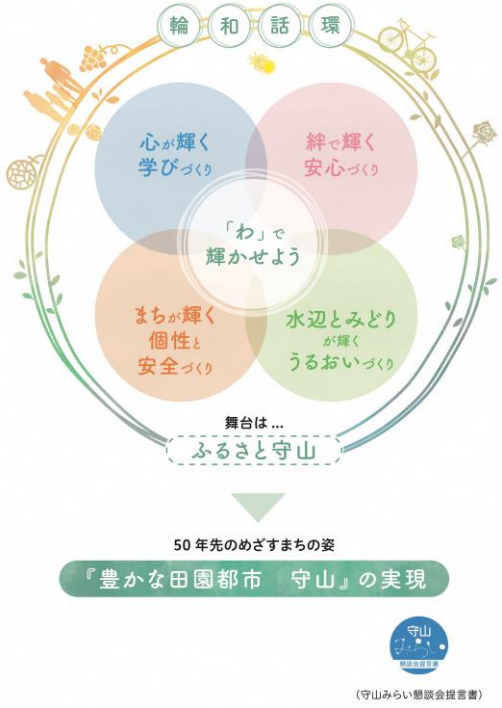

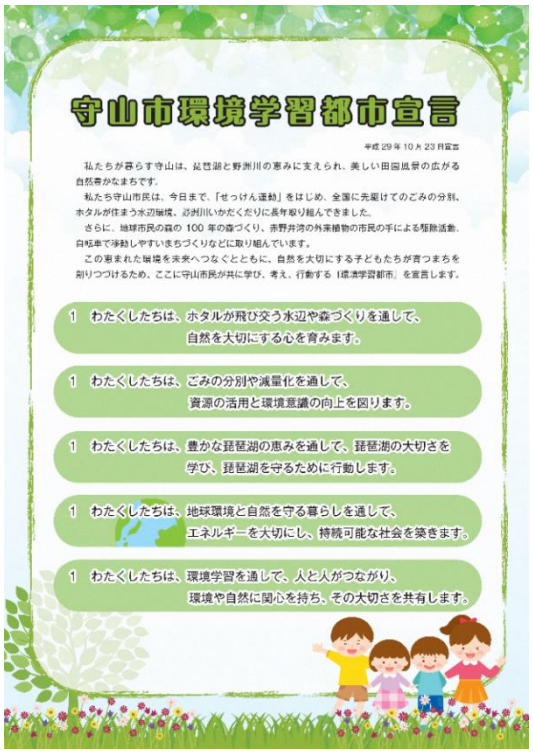

参考資料）「第５次守山市総合計画」「守山市環境学習都市宣言」

(2) 守山市民ホールの現状と課題

守山市市民文化会館（以下「市民ホール」）は、昭和 61 年 11 月の開館以来、1,300 席の大ホール、300 席の小ホールの他に、展示室、リハーサル室、練習室、会議室、学習室、調理実習室、工芸室を備え、音楽や劇場など文化芸術に触れる場として、また式典や各種発表の場として多くの市民に親しまれてきた。

県内でも有数の座席数を活かし、知名度のある交響楽団の公演や、アーティストなどのコンサート、寄席などを開催してきた。また、県下トップクラスの音響性能を誇り、各種吹奏楽の発表の場として認知されてきた。

一方で建物および各種設備は、経年による老朽化が進み、安全面、利用面での課題を抱えている。特に、大ホールの天井が建築基準法に定義される特定天井に該当し、同法において既存不適格となっており耐震改修が必要である。また、バリアフリー化の不足など、市民をはじめとする多様な利用者・来場者への対応が不十分な状況となっている。

現在の市民ホールは、ホールの公演時や諸室を市民利用する時など目的を持った利用者の来館が中心であり、また、２階諸室は市民に認知されていないことが多く、日常的な市民の憩いの場や賑わいを創出するものとはなっていない。

(3) 守山市民ホールの改修について

前述のとおり、市民ホールは開館から 40 年を迎え、今後も安全かつ安心して、現在より豊かな市民生活に寄与するためには建築・設備等において大規模な改修を実施する必要があり、以下の検討経緯により方向性を定めた。

ア 検討経緯と方向性

令和５年度、現況調査・設備の老朽化や既存不適格の調査・市民意見の調査などの基礎調査より問題点を整理し、「守山市民ホール大規模改修の基本的な考え方について」（令和６年３月）において、現代のホールに必要な機能や改修後の目指すべき将来像、大規模改修の方向性を示す５つの基本理念を定めた。

令和６年度には、事業費への影響が大きい屋根と外壁について、さらに詳細な調査を行った。また、大規模改修の方向性（基本理念）の実現に向け、より具体的な市民意見を聴取するため、市民ワークショップと市民アンケートを実施した。

これらを踏まえ、『新たな文化的体験を生み、未来へ“つなぐ”市民交流拠点』を新たな市民ホールのイメージとする「守山市民ホール大規模改修基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。

本市では、現在の市民ホールの諸課題とその解決に向けた検討結果を踏まえ、基本計画に基づいた新たな市民ホールのリニューアルオープンを目指し、大規模改修に着手するものである。

イ 改修にあたり重要なポイント

前述の基本理念や基本計画にも示すとおり、大ホールはアマチュアからプロのアーティストまで幅広い利用が現在まで続いており、今後もその良さを生かした改修を行う。一方、小ホールは当初、多目的に使える集会室として設計されていたが、現在は、市民の音楽発表等の利用が多い。今後も市民から愛着を持って利用されるよう、多目的用途は残しつつ、音響性能を向上させ、特徴的なホールとなるよう改修を行う。

練習室等の諸室は、舞台裏にリハーサル室や練習室、表には会議室などが位置し、配置が明確に分かれた計画となっていたが、近年は市民の日常的な創造活動を支援し、ま

た交流を生み出す機能が求められている。このため、より開かれ市民の交流を生みだす場となるよう改修を行う。

また、１階のロビー周りについても日常的な憩いの場や、イベント利用に活用できるよう中庭の屋内化等を行い、市民の交流空間として整備する。

前庭に関しても、ロビーとの一体的な利用やワークショップ、マルシェなど各種催事も実施できるよう電源設備などの配備を検討し、前面道路からのアプローチもしやすく、まちに開かれた空間として整備する。

(4) 本事業の設計者に望まれる資質

1980 年代に建設された高性能で機能的なホール施設を、機能を維持しつつ、未来に向けた市民の新たな日常的な創造・交流の場や文化芸術の享受の場として、施設の価値を高めるための設計者を選定する。

本改修の目的の実現に向けては、優れたアイデアと卓越した技術を有し、情熱をもって、本設計業務に取り組み、難易度の高い劇場・ホールの改修設計をすみやかに遂行できる能力が求められる。また、従来の設計思想や手法にとらわれず、独創的な発想をもって施設づくりを進めることが望ましい。さらに、市民や行政、専門家等と意見交換を行い、本計画の方向性を明確にし、周知させていく調整能力も必要である。

その他、市民ホールの施設内容、空間構成、デザインなどの施設面とともに、管理運営なども含めて、多面的な検討が必要とされる。そのため市民や行政と一体となって、ともに創り上げていくことができる優れた設計者を選ぶことが重要である。

２ プロポーザル方式の種別および採用理由について

基本設計・実施設計の実施にあたっては、基本計画を踏まえて、本市が求める市民ホールの大規模改修に対する考え方や取組み体制等に関する提案を公募し、改修工事費を意識した上で、創造力や技術力を発揮する、最も適切な設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用することとする。

なお、市民ホールの大規模改修は、基本計画に示したとおり、ホールの改修においては設計者が基本設計から実施設計まで一貫して従事することが設計内容やコストにおいて最大の効果が得られると考えられるため、基本設計と実施設計を実施した後に従来方式での工事発注を実施する予定である。

3 委託業務の概要

(1) 業務の概要

ア 業務名　　守山市民ホール大規模改修工事設計等業務

イ 業務内容　基本計画および特記仕様書、業務内容詳細に基づいた調査・基本設計・実施設計を行う。なお、基本計画における市民ホールの大規模改修の方向性（基本理念）および新たな市民ホールのイメージは以下のとおりである。

【基本計画（別添資料 2-1,2-2）における大規模改修の方向性（基本理念）および新たな市民ホールのイメージ】

＜大規模改修の方向性（基本理念）＞

(1) 現在のホールの良さを引き継いだホール

(2) 安全・安心で誰もが使いやすい施設

(3) 地球環境にやさしい施設

(4) 多様な市民が、文化芸術活動の練習・発表・創造の場として使える施設

(5) まちの広場として、開かれ、交流がうまれる施設

＜新たな市民ホールのイメージ＞

「新たな文化的体験を生み、未来へ“つなぐ”市民交流拠点」

資料）別添資料 2-1,2-2「守山市民ホール大規模改修基本計画」守山市　令和７年３月

ウ　業務年度区分

令和７年度　基本設計相当

令和８年度　実施設計相当

エ 履行期間　契約締結日から令和９年３月 25 日まで

基本設計業務　令和８年３月 27 日まで

実施設計業務　令和９年３月 25 日まで

なお、必要な調査については、適宜行うこと。

オ 履行場所　滋賀県守山市三宅町 125

カ 業務委託料　３０８，０００千円（消費税および地方消費税を除く。）以下を想定している。

キ 支払い方法　ウの業務区分完了時に検査を行い、年度毎に一括支払い。支払額は本市積算による。

(2) スケジュール（予定）

公募開始	令和７年４月２日（水）
現地見学会	令和７年４月 14 日（月）から４月 16 日（水）まで
質問締め切り	令和７年４月 17 日（木）
質疑回答日	令和７年４月 22 日（火）
第一次提出の提出期限	令和７年５月 12 日（月）
第一次審査結果通知 （技術提案書等の提出要請）	令和７年５月 23 日（金）
技術提案書等の提出期限	令和７年６月 24 日（火）
第二次審査(公開ヒアリング)	令和７年６月 30 日（月）
第二次審査結果通知 （契約予定者の特定）	令和７年７月７日（月）

(3) 発注者

守山市長　森中 高史

(4) 事務局

守山市教育委員会事務局市民ホール整備室（守山市役所庁舎２階）

住　　所　〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目５番 22 号

電 話 番 号　077-582-1142

ファックス番号　077-582-9441

メールアドレス　shakaikyoiku@city.moriyama.lg.jp

ホームページアドレス　http://www.city.moriyama.lg.jp/

4 プロポーザルの参加について

(1) 参加条件

参加するための条件は、次の各号のすべての要件を満たすこと。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者でないこと。

イ　客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(a)から(e)の要件に該当する者でないこと。

(a)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(b)　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(c)　破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(d)　会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(e)　銀行取引停止処分がなされている者

ウ　国税、都道府県税および市税等の滞納者でないこと。

エ　本手続における提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載しなかった者でないこと。

オ　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の３第１項の規定による一級建築士事務所の登録を法人として受けていること。

カ　参加表明書の提出者となる設計事務所は、以下の実績を有すること。(共同企業体で応募する場合は、共同企業体の構成員内で以下の実績を有すること。)

(a) 600 席以上の客席数を有する劇場・ホール施設*1を含む新築、増築、改築または改修に係る建築設計業務*の実績。なお、増築、改修の場合は、その範囲に劇場・ホール施設を含むこと。

※平成 12（2000）年以降に契約履行した業務（現在進行中の業務も含む)。

(b) 国または地方公共団体が発注した延床面積 1500 ㎡以上の同種・類似施設*2の新築、増築、改築に係る建築設計業務*の実績。(増築、改築の場合は該当部分面積の延床面積が 1500 ㎡以上であること。)

※平成 26（2014）年以降に契約履行した業務（現在進行中の業務も含む)。

＊1「劇場・ホール施設」とは、劇場・コンサート会館・多目的会館の他、学校等に併設された講堂など、講義の舞台と客席（固定された客席）を有する施設を含む。

＊2「同種施設」とは、＊1に示す内容をいう。

「類似施設」とは、国土交通省告示第八号の別添二 建築物の類型の十二 文化・交流・公益施設の第２類中の「映画館、美術館、博物館、図書館」をいう。

キ　管理技術者および意匠担当主任技術者は、カに示す実績のいずれかに該当する実績を有すること。（両者のうち一方が(a)を、もう一方が（b）の実績を有すること。）なお、過去に所属した事務所での実績も認める(証明できる書類を添付すること）。

(2) 参加等に係る制限事項

次のいずれかに該当する者は参加を認めないものとする。

ア　役員等（本プロポーザルに参加しようとする法人の役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ　役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ　役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

オ　役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ　次に掲げる者は、応募者として、本プロポーザルに参加することはできない。また、応募者は次に掲げるものから直接または間接に協力を受けることはできないものとする。

(a) 本プロポーザルの選定委員およびその家族※1

(b) 本プロポーザルの事務局員およびその家族※1

(c) 上記(a)または(b)に該当する者が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者

(d) 選定委員が大学等に所属する場合、その委員の研究室に現に所属する者

(e) 選定委員が企業等に所属する場合、その企業等に現に所属する者

(f) 本プロポーザルの支援業務を受託している者と資本、人事面で関連を有する者

(g) 本市において、指名停止処分を受けている者

注）※１：「家族」とは、同居、または生計を一にするものをいう。

キ　共同企業体で参加する各構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業、他の共同企業体の構成員または協力事務所として参加することはできない。

(3) 配置予定技術者に関する要件

ア　管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者、積算担当主任技術者、コストマネジメント担当主任技術者(管理技術者と意匠担当主任技術者は兼ねることができない)を配置すること。なお、管理技術者および意匠担当主任技術者以外は、協力事務所に所属する者を配置することができる。

イ　管理技術者、意匠担当主任技術者は、建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であること。また、いずれかが本市との定期的な打合せに必ず参加できること。

ウ　管理技術者または意匠担当主任技術者は、共同企業体での参加においては、代表構成員の組織に所属する者であること。

エ　構造担当主任技術者は1名以上とし、構造設計一級建築士であること。

オ　電気および機械設備担当主任技術者はそれぞれ1名以上とし、建築設備士または設備設計一級建築士であること

カ　積算担当主任技術者は1名以上とし、公共工事の積算経験のある者であること。

キ　コストマネジメント担当主任技術者は、建築コスト管理士またはCMｒまたは公共工事の同種施設の設計業務実績を有すること。

ク　各技術者は、建築士法第22 条の２の規定に基づく定期講習の対象となっている場合にあっては、当該講習を受講している者であること。

(4) 参加資格の確認基準日

上記(1)～(3)の参加資格の確認基準日は公告日の前日とし、確認基準日以降、契約締結日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、失格とする。

(5) 今後の関連業務に関して

基本設計・実施設計業務後に、施工監理業務を発注する予定である。

５ １次提出書類について

(1) 提出方法および提出書類など

ア 提出方法

郵送（簡易書留郵便)、宅配便（信書については不可）または持参により提出すること。(提出期限内に必着（分割提出可）のこと。)

イ 提出書類

(a) 参加表明書兼誓約書（様式１）

(b) 事務所の資格要件書（様式２）

(c) 業務実施体制（様式３）

(d) 協力事務所（様式４）

(e) 管理技術者・各主任技術者の経歴等（様式５）

(f) 業務の実施方針等（様式６）

(g) 守山市民ホールの整備に対する考え方（様式７）

ウ 添付書類

(a) 委任状（本店以外の支店等から参加する場合に添付する）（参考資料 01 参照）

(b) 登記事項証明書の写し

(c) 建築士事務所登録証明書の写し

(d) 共同企業体協定書の写し（単体企業による参加の場合は不要。協定書については、参考資料 02「共同企業体協定書」をもとに作成すること。）

(e) 役職員名簿（共同企業体により参加の場合は、構成員毎に作成すること。）

(f) 納税関係証明書（未納の税額がないことの証明書）の写し

① 国　　税　　法人税、消費税および地方消費税（その３の３）

② 都道府県税　法人都道府県民税、法人事業税

③ 市町村税　　法人市町村民税

注１：「令和７年度守山市建設工事請負業者等受付名簿」に登録がある者については、添付書類の提出は不要とする。ただし、共同企業体により参加する場合は(d)を提出すること。

注２：登記事項証明書、建築士事務所登録証明書および納税関係証明書の各写しについては、本業務の実施にかかる公告をした日の前日において発行後３か月以内のものに限る。

注３：納税関係証明書について

・国税については、免税業者についても提出すること。

・本店以外の支店等から参加する場合は、本店および支店等の両方の証明書を提出すること。

・共同企業体により参加する場合は、すべての構成員（協力事務所を除く。）の証明書を提出すること。

・証明書を発行する公共団体において、完納証明書等（未納の税額がないこと。）の書式発行がない場合は、直近年度分の納税証明書を提出すること。

エ 提出期限　令和７年５月 12 日（月）午後５時まで

オ 提出部数　参加表明書兼誓約書（様式１）は正本１部

それ以外の提出書類は正本１部、副本 20 部（左上ステープラ綴じ。）

添付書類は正本１部（左上ステープラ綴じ。）

(2) 提出先

前記３(4)に記載の事務局に同じ。

(3) １次提出書類等の作成および記載上の留意事項

ア 作成方法

１次提出書類等の様式は、様式１から様式７に示すとおりとする。

イ 重複申込

同一企業の本社および支店等による重複申込および人的関係または資本関係がある企業による重複申込は不可とする。

ウ 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

エ １次提出書類等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明書 兼誓約書 （様式１）	・本プロポーザルに参加する者は、住所、商号または名称および代表者役職名、氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。 ・共同企業体（以下「JV」という。）として参加する場合は、JV 名と、代表構成員およびその他の構成員全ての住所､商号または名称および代表者役職名、氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載する。 ・参加表明書兼誓約書の作成者の氏名、担当部署名、連絡先（電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス）を記載する。
事務所の 資格要件書 （様式２）	・提出者の建築士事務所登録の状況を記載する。 ・JV で応募する場合は、提出者欄に代表構成員の情報を記載する。 ・事務所の保有する、前記４（１）カで示す実績について記載する。 ・実績が確認できる資料を添付する。 ・JV としての業務実績（代表構成員または設計業務全般に関わる構成員としての実績に限る）については、協定書の写しを添付する。 ・PFI 事業としての実績については､発注者欄に事業主体および設計委託契約発注者を記載する。

業務実施体制 （様式３）	・管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者、積算担当主任技術者およびコストマネジメント担当主任技術者について氏名、保有する資格、所属を記載する。なお、主任技術者とは管理技術者のもとで各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担うものをいう。 ・保有する資格は、前記４（１）キおよび４（３）に示す資格を記載する。 ・過去に所属した事務所での実績を記載する場合は、証明できる書類を追加提出すること。 ・参加表明書等の提出者以外の協力事務所等に所属する者を担当主任技術者とする場合には、その協力事務所名について記載する。 ・事務所および協力事務所の組織体制として、代表構成員、その他の構成員、協力事務所に所属する各分野の各資格を保有する職員の人数を記載する。 ・協力事務所の職員数は（　）内書きで記載する。 （例）総人数 10 人でうち３人が協力事務所の場合→10（３）人
協力事務所 （様式４）	・本業務の一部を再委託する協力事務所の名称、所在地、代表者名、本設計業務にかかわる担当予定者数、協力を受ける業務内容等を記載する。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
各技術者の 経歴等 （様式５）	・管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者、積算担当主任技術者、およびコストマネジメント担当主任技術者について、各様式に記載する。 ・管理技術者、意匠担当主任技術者は要件となっている一級建築士の資格に加え、その他保有する資格について記載し、証明できる書類の写しを添付する。また、業務実績を記載し、実績を証明できる書類の写しを添付する。記載する実績内容については、前記４(1)キおよび資料５「評価基準」２（１）アを参照のこと。 ・構造担当主任技術者は、要件となる構造設計一級建築士の資格を記載し、証明できる書類の写しを添付する。 ・電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者は、要件となる建築設備士または設備設計一級建築士資格について記載し、証明できる書類の写しを添付する。また、業務実績を記載し、実績を証明できる書類の写しを添付する。記載する実績内容については、資料５「評価基準」２（１）イを参照のこと。 ・積算担当主任技術者は、公共工事の積算業務実績を記載し、実績を証

	明できる書類の写しを添付すること。記載する実績内容については、前記４(3)カを参照のこと。 ・コストマネジメント担当主任技術者は、要件となる資格（コスト管理士や認定コンストラクション・マネジャー（CMｒ）等）または公共工事の同種施設の設計業務実績について記載し、証明できる書類の写しを添付する。記載する実績内容については、前記４(3)キおよび資料５「評価基準」２（１）イを参照のこと。 ・欄が足りなくなった場合は、適宜欄を追加して記載する。その場合ページが複数にわたってもよい。 ・その他、様式に記載の備考欄に従うこと。
業務の 実施方針等 （様式６）	・本設計業務にあたっての実施方針、実施フローおよび工程表について、A4 版・縦づかいで片面１枚に記載する。 ・実施方針には、以下の３点を簡潔に記載する。 ① 実施方針（特に重視する配慮事項） ② 取り組み体制 ③ 実施フローおよび工程表、工程管理方法
守山市民ホールの整備に対する考え方 （様式７）	・以下の 3 点を簡潔に記載する。 ① 本改修において目指す、新たな市民ホールの施設コンセプト ② ホール、共用スペース、諸室の基本的な考え方 ③ コストマネジメントに関する基本的な考え方 ・正本は A3 版・横づかいで片面１枚とし、副本も同様の形式で提出する。レイアウトは自由とする。ただし、提案者を特定できる表現（事務所名やロゴなど）を記載しない。パネル化は不可とする。 ・別途、PDF データを保存した CD-R を１枚提出する。 ・概念図、図表、写真を用いることは支障ない。 ・評価の視点は資料５「評価基準」の通り。

(4) 参加辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は速やかに、辞退届（様式 13）を事務局へ提出すること

６ ２次審査の提出について

(1) 技術提案書等の提出方法

ア 提出方法

郵送（簡易書留郵便)、宅配便（信書については不可）または持参により提出すること（提出期限内に必着のこと)。

イ 提出書類

(a) 技術提案提出書（様式８）

(b) 特定テーマに対する技術提案書（様式９）

(c) 概算工事費内訳書（様式 10）

(d) 見積書（様式 11）

ウ 提出期限

令和７年６月 24 日（火）午後５時まで

エ 提出部数

正本１部、副本 20 部（左上ステープラ綴じ）とする。

(2) 提出先

前記３(４)に記載の事務局に同じ。

(3) 技術提案書の提案内容

技術提案を求めるテーマは以下の特定テーマ(１)から(５)とする。基本計画を熟読のうえ、様式９「特定テーマに対する技術提案書」を作成し、様式８「技術提案提出書」、様式 10「概算工事費内訳書」および様式 11「見積書」を添えて提出すること。

テーマ	内容
特定テーマ(1)： 『 施設全体の設計方針』	「現在の施設の良さを引き継ぎながら、新たな市民ホールのイメージを実現する方策 」 ・施設全体のコンセプト、デザインイメージ ・各エリアのつながり、空間構成 ・ワークショップ等利用者のニーズや意見を把握し、設計に反映させる方法 ・施設全体のバックヤード計画
特定テーマ(2)： 『大ホール（劇場）機能の機能維持および機能向上に対する考え方と方策』	・大ホールの特定天井改修の方針、音響性能に関する考え方 ・快適な客席環境と機能的な舞台裏空間の設計方策
特定テーマ(3)： 『多様な市民の練習・発表・創造の場の創出に対する考え方と方策』	・小ホール、展示室の現状の課題に対する解決策（設計方策・デザインイメージ） ・２Ｆ諸室の平面計画、空間構成、見える化の方策
特定テーマ(4)： 『まちの広場としての共用空間を実現するための方策』	・共用空間の魅力化と周辺環境を含む空間の使い方のイメージについて ・前庭の平面計画、交流ゾーンなどの周辺とつながりに対する考え方、利用イメージ ・ロビー、中庭、市民ギャラリー、カフェの平面計画、空間構成、デザインイメージ
特定テーマ(5)： 『概算工事費・工程・施工に関する方策およびそれに関する業務の進め方』	・様式 10「概算工事費内訳書」を提出 ・概算工事費および大まかな内訳（中庭屋内化および特定天井の内訳は明記）と施工方法（主に中庭屋内化および特定天井の方策）の提案 ・コストマネジメントの技術的方策 ・外壁調査、配管劣化調査、特定天井調査について、工事費削減に向けた具体的な調査方法（業務内容による委託料の変更は行わない） ・維持管理コストの軽減方策

『設計費用等』	・様式 11「見積書」を提出すること

(4) 技術提案書等の作成および記載上の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
技術提案提出書 （様式８）	・技術提案書等を提出する者は、住所、商号または名称および代表者役職名、氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。 ・JV として参加する場合は、JV 名と、代表構成員およびその他の構成員全ての住所、商号または名称および代表者役職名・氏名を記載し、社印および代表者印を押印する。記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載する。 ・技術提案書等の作成者の氏名、担当部署名、連絡先（電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス）を記載する。
特定テーマに対する技術提案書 （様式９）	・特定テーマ(1)から(5)に対する技術提案について記載する。 ・概念図、概略プラン、内観・外観パース、図表、写真などを用いて提案する。ただし詳細設計でないこと。 ・記載できる枚数は全体で片面３枚までとする。 ・各テーマの記載配分、配置は任意とする。 ・正本は A1 版 3 枚までに、副本は A3 版に縮小し提出する。正本はパネル化すること。 ・別途、PDF データを保存した CD-R を１枚提出する。 ・様式については、一般に公開することに留意する。また、事務所がわからないよう、事務所名やロゴなどの特定できる表現を記載しない。
概算工事費内訳書 （様式 10）	・特定テーマ(5)に関する概算工事費の内訳を A4 版・縦づかいで記載する。 ・内訳書内の小項目を追加し、概算工事費の詳細内訳を記載すること。 ・中庭屋内化及び特定天井の内訳は、必ず明記すること。
見積書 （様式 11）	・審査の結果、契約予定者に特定された場合は、本見積書に記載された見積額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札額となることから、本要項、資料２「守山市建築設計業務共通仕様書」および資料３「守山市民ホール大規模改修工事設計等業務特記仕様書」を前提に、参加表明書等および技術提案書等の内容を精査し、本設計業務に必要な額を見積ること。なお、見積金額については税抜き価格を記載すること。

7 審査方法等について

(1) 審査委員会

ア 本業務に係る審査委員会として、守山市民ホール大規模改修に係るプロポーザル審査委員会を設置する。

イ 委員（敬称略）

※名簿は区分ごとに五十音順としています。

区　分	所　　属	氏　　名	備　　考
専門知識を有する者	東京都市大学　名誉教授	勝又英明（かつまたひであき）	劇場・建築
	株式会社 E-DESIGN 代表取締役 大阪公立大学・関西大学 非常勤講師	忽那裕樹（くつなひろき）	公園・まちづくり
	大阪公立大学　教授	倉方俊輔（くらかたしゅんすけ）	建築
	静岡文化芸術大学 文化政策学部 芸術文化学科 教授	永井聡子（ながいさとこ）	文化・芸術
	立命館大学理 工学部 建築都市デザイン学科　教授	平尾和洋（ひらおかずひろ）	建築
本市の文化芸術活動や社会教育活動に知識や経験を有する者	守山市自治連合会　前会長	石田俊治	地域ｺﾐｭﾆﾃｨ
	守山市社会教育委員会議　委員	清水佐代子	社会教育
	守山市文化協会　副会長	竹田忠男	文化・芸術
	市立明富中学校　校長	福井洋枝	学校・音楽

(2) 第一次審査（技術提案書等提出者の選定）

ア 第一次審査の方法

(a) 参加表明書等を提出した者について、資格要件および技術提案書等の提出者を選定するための評価基準に基づき、参加表明書等の提出書類について評価を行う。

(b) 評価点の高い者から５者程度を技術提案書等の提出者（第一次審査通過者）として選定した旨の通知を行うとともに、技術提案書等の提出要請書を送付する。

イ 第一次審査の評価基準

第一次審査の評価基準は資料５「評価基準」のとおりとする。

(3) 第二次審査（契約予定者等の特定）

ア 第二次審査の方法

(a) 技術提案書等を提出した者（第一次審査通過者）について、契約予定者を特定するための評価基準に基づき、技術提案書等の提出書類、プレゼンテーションおよびヒアリングについて評価を行う。

(b) 評価点の最も高かった者を契約予定者として特定した旨の通知を行う。

(c) 契約予定者が契約できない場合は、評価点が次に高かった者から順に補欠契約予定者とし、補欠契約予定者を順に契約予定者とする。

イ 第二次審査の評価基準

第二次審査の評価基準は資料５「評価基準」のとおりとする。

ウ 第二次審査におけるプレゼンテーションおよびヒアリング

第二次審査では、以下のとおりプレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。

(a) 実施場所　守山市民ホール　小ホール

(b) 実施日時　令和７年６月 30 日（月）

(c) 出席者は、管理技術者および意匠担当主任技術者、意匠担当者を含む６名以内（パソコン等の機材の操作者１名を含まない。）とし、説明については、管理技術者または意匠担当主任技術者が中心に行うこと。なお、管理技術者と当日出席する意匠担当主任技術者のいずれか、および、当日出席した意匠担当技術者が設計業務における本市との打ち合わせに必ず出席すること。

(d) パソコンおよびプロジェクターを使用したプレゼンテーションとする。説明に際し使用できる機器の詳細は第一次審査通過者あてに別途通知する。

(e) 原則として技術提案書をもとにプレゼンテーションを行うものとするが、よりわかりやすく説明するため、補足的に技術提案書を加工してプレゼンテーション用資料を作成することを認める。ただし、模型の持ち込みは禁止とする。

(f) プレゼンテーションおよびヒアリングについては、公開とする。

(g) 審査は、非公開とする。

(h) 場所、日時、その他プレゼンテーション等の詳細については、第一次審査通過者あてに別途通知する。

(4) 審査結果の通知（予定）

ア 第一次審査結果の通知

令和７年５月 23 日（金）に書面により通知する。

イ 第二次審査結果の通知

令和７年７月７日（月）に書面により通知する。

(5) 非特定理由に関する事項

ア 契約予定者等に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。なお、第一次審査の結果、技術提案書等の提出を要請しなかった者についても本項に準じて取扱う。この場合は「特定」とあるものを「選定」と読み替える。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日(休日を含まない。)以内に、書面により、守山市長に対し非特定理由について説明を求めることができる。

ウ 上記イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

エ 非特定理由の説明書請求の受付場所および受付時間は以下のとおりである。

(a) 受付場所　前記３(4)に記載の事務局に同じ

(b) 受付時間　午前９時から午後５時まで(ただし、正午から午後１時までを除く。)

８ その他

(1) 実施要項の内容についての質問の受付および回答

ア 提出方法　本実施要項、各資料、様式および参考資料に関する質問について、様式 12「質問書」に記載し、電子メールにより提出するものとする。

イ 受付部局　前記３(4)に記載の事務局に同じ。

ウ 受付期間は、下記の期間とする。

(a) 公告日から令和７年４月 17 日（木）午後５時まで

エ 質問に対する回答は、すべての質問および回答をとりまとめ、前記３(4)に記載の事務局のホームページに掲載する。

オ 質問の最終回答日は下記を予定している。

(a) 令和７年４月 22 日（火）

(2) 現地見学

日時：令和７年４月 14 日(月)午後１時から午後５時
令和７年４月 15 日(火)午前 10 時から午後５時
令和７年４月 16 日(水)午前 10 時から正午

参加可能人数：5 名まで

受付：希望者は当日までに事前連絡をする。当日の連絡は電話のみ受け付ける。
連絡先は、前記３(4)と同じ。

(3) 配布資料

配布資料は、「資料等一覧」のとおり。個別配布資料の希望者は、電子メールにより連絡すること。連絡先は、前記３(4)と同じ。

(4) その他の留意事項

ア 本プロポーザルの参加に関する経費は、参加者の負担とする。

イ 参加表明書等および技術提案書等（以下「提出書類」という。）に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止の措置を行うことがある。

ウ 提出書類は返却しない。また、提出書類は、契約予定者等の特定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、様式７「守山市民ホールの整備に対する考え方」および様式９「特定テーマに対する技術提案書」については、一般に公開する場合がある。なお、全ての提出書類は、守山市情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となる。

エ 提出書類の提出後において、原則として、提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書等に記載した技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格、経験を有する技術者であることの発注者の承諾を得なければならない。

オ 本実施要項中の期間等については、土曜日、日曜日および祝日を除く。また、時間帯については、正午から午後１時までの時間帯を除く。

カ 契約書作成の要否　要

キ 支払い条件

各業務完了時において完了届を受理した日から 10 日以内に検査を行い、検査合格後、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。支払額は前記３(1)キによる。

ク 履行期限の詳細は前記３(1)エによる。

ケ 設計者を選定後、発注者等との協議の上、具体的設計を進めるため、特定テーマに対する技術提案について、全てが直接的に具体的設計に反映されるものではない。

以　上